

事業者指定に関する手続の御案内

介護保険が適用される介護サービスを提供するには、サービスの種類及びサービスを行う事業所ごとに指定（許可）を受ける必要があります。申請から指定までの流れは以下のとおりです。

（地域密着型サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、及び特定施設入居者生活介護事業については、八戸市高齢者福祉計画において利用定員総数が定められておりますので、担当窓口までお問い合わせください。）

1. 指定基準の確認

介護サービス事業所の指定に係る基準等については、八戸市が定めている条例のほか、介護保険六法などの一般書籍等により各種通知も確認してください。

2. 事前相談

指定に係る基準の説明・質疑応答、位置図・平面図による確認等を行います。

また、開設するサービス種類・規模により、都市計画法、建築基準法等の届出が必要になる場合がありますので、関係部署にも相談してください。

- ・都市計画法（用途地域の規制について）：八戸市 建築指導課 開発指導グループ TEL43-9136
- ・建築基準法（用途変更について）：八戸市 建築指導課 建築審査グループ TEL43-9438
- ・消防法（消防用設備等について）：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
予防課設備指導班 TEL44-2133
- ・食品衛生法（調理設備について）：八戸市保健所 衛生課 食品衛生グループ TEL43-2312

3. 申請

申請書の提出は、原則郵送又はメールでお願いします。窓口で提出する場合は、事前に電話で予約してください。

申請書様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

申請手数料は、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可は 63,000 円です。その他のサービスについては、手数料はかかりません。

4. 受理

申請書は、指定開始日の一月前までに提出してください。

5. 審査

申請内容が人員、設備及び運営基準等を適合しているか、書面審査及び現地確認を行います。なお、現地確認の際には、設備及び備品等の配置が概ね完了している必要があります。

6. 指定（許可）

審査した結果、指定基準を適合していると認められる場合、介護サービス事業者として指定（許可）し、指令書を交付します。